

令和元年度集団指導配布資料
岐阜県高齢福祉課事業者指導係

事故防止・虐待防止について

○事故防止・虐待防止のための取組

岐阜県では、介護保険施設等における事故防止・虐待防止のため、下記要領（以下、要領）及び下記マニュアル（以下、マニュアル）を整備しています。各施設においては、これら要領及びマニュアルを職員の皆様が確認できるよう備え付けるとともに、これらに基づいて施設ごとの報告体制、周知方法等を定めていただく必要があります。

「岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」

「岐阜県介護保険施設等における事故発生の防止及び発生時の対応マニュアル」

○事故防止のために

事故発生を防止し、よりよいサービスを提供するため、職員一人ひとりのスキルや意識の向上が必要ですが、その過程では管理者のリーダーシップが不可欠です。管理者は責任を持って事故防止体制を整備する必要がありますし、すべての職員にそれを周知し、積極的に実践させ、新たな知識・技術を学ぶ機会を用意しなければなりません。

マニュアルでは、施設外の第三者を含む事故発生防止検討委員会を月 1 回以上開催するよう求めています。

○事故が発生したら

万が一事故が発生したときは、速やかに本人を保護して「安全を確保」するとともに、「消防と警察への通報」「家族への説明」そして「市町村と県への報告」が必要です。また、それを正確かつ簡潔に「記録」し、「再発防止策を検討」し、職員へ「情報共有」しなければなりません。

マニュアルでは、事故発生時の迅速な対応のため、普段から報告体制を整備し、報告しやすい風土づくりも併せて求めています。

○虐待防止のために

虐待は甚大な人権侵害です。そのことは誰しも頭では理解していますが、しかしながら、日々のストレスや疲労、知識不足等、ふとしたことがきっかけで起こり得るものです。施設における虐待のほとんどはこうした一瞬の過ちによる身体的・精神的な虐待です。

また、安易な考えによる身体拘束も虐待にあたります。利用者本人や、他の利用者を保護するために緊急やむを得ない場合にしか、身体拘束を行うことはできません。

高齢者虐待を防止することは、利用者はもちろん、施設や従業者を守ることに繋がります。日常的に管理者と職員が交流を持ち、技術や心構えを共有し、余裕のある人員配置を行うことにより、心身ともに安心して職務に従事できる環境を作っていく必要があります。

表 1 事故報告集計表（令和元年 10 月 1 日現在）

	平成 30 年度		令和元年度	
		うち死亡		うち死亡
4 月	1 0 2	4	1 5 5	3
5 月	8 3	3	1 2 7	3
6 月	8 3	0	9 4	2
7 月	1 0 4	6	9 7	0
8 月	7 5	2	1 3 1	1
9 月	8 5	4	1 0 2	8
10 月	1 4 5	4		
11 月	1 5 3	4		
12 月	9 3	6		
1 月	1 2 8	1		
2 月	8 8	5		
3 月	6 4	2		
合計	1,203	41	706	17

※平成 29 年度は事故全体で 911 件、死亡は 38 件

表 2 事故種別集計表（令和元年 10 月 1 日現在）

	平成 30 年度		令和元年度	
骨折	714	59.4%	429	60.8%
打撲・捻挫・脱臼	101	8.4%	104	14.7%
切創・表皮剥離	58	4.8%	56	7.9%
誤薬・誤飲	12	1.0%	13	1.8%
失踪・行方不明	1	0.1%	8	1.1%
異常なし	92	7.6%	13	1.8%
その他	225	18.7%	83	11.9%
合計	1,203	100%	706	100%

●ポイント

- ・報告件数が増加傾向（表 1）
- ・打撲や表皮剥離といった事故が増加傾向（表 2）
→軽傷であっても報告するという姿勢が浸透してきている
- ・骨折に至る事故が 6 割前後を占め最も多い（表 2）
- ・転倒・転落が原因の事故は平成 30 年度で 71.2%、令和元年度も 70.4%と最も高い
- ・骨折事故の 75.1%は転倒・転落により発生（残りのほとんどは原因不明）
→転倒・転落が原因の骨折事故が全体の半数近くを占めている